

## 論文 1

## 増え続ける児童虐待への対応

明治学院大学法学部  
講師

渡邊 泰洋

## はじめに

わが国の犯罪現象の中でとくに特徴的なことは、家庭内の犯罪が多いことである。この中には子殺し、親殺し、DV、児童虐待など様々な態様がみられる。しかし、児童虐待は、わが国に限らず、また今日に限らず社会的に時代的に普遍的な現象である。海外でも古くから大きな社会問題であり、現在もこれをめぐって議論が繰り返されている。児童虐待は必ずしも家庭内だけで発生するものではなく、たとえば海外では教会などで多発していることが報告されているし、わが国でも社会福祉施設や学校でも発生している例がみられる。

このような事態に対して、実際に虐待の被害にあった幼い児童は自分に何が起きているか十分に理解できず、また、当然ながら最も信頼する親や保護者、さらには兄弟からの攻撃に戸惑い苦しんでいる。家庭という人間にとって最も安楽の場が悲惨な恐怖の場と化し、居場所を失った子どもの悲痛は想像に難くない。しかも、事件は一般には家庭という密室で発生し、人の目の届かないところで起こるため、顕在化しにくく、暗数の多い事象と考えられている。つまり、いまこの時にも、声を上げることができない子どもたちが、誰にも発見されることなく、親や周辺の者からの虐待に苦しみ、耐えているのである。

その悲惨さは多くの小説の素材ともなってきた。たとえば、わが国では天童荒太『永遠の仔』では父親から受けた性的虐待から生じた娘の苦悩やトラウマが描かれているし、アメリカのダニエル・キーズ『24人のビリーミリガン』は、ノンフィクションとして幼児期の児童虐待から多重人格者となって多くの重大犯罪を行ったとする悲劇を描いている。また、わが国の事件としては1968年に発生した栃木矢板事件における父親の娘に対する性的虐待とその娘による父親殺害という結末は児童虐待の悲惨さを社会に知らしめただけでなく、この事件は憲法論議を誘発し、そして刑法改正を導き出したのである。この事件で中学生であった娘は父親から毎晩のように性的虐待を受け、その挙げ句父親との間の子の産出と中絶を何度も繰り返し、最後には不妊手術を受けたほどであった。そして、働き出した工場で出会った男性との結婚を父親に相談したところ強く反対されたため、絶望し父親を殺したのである。このような事例は、実は江戸時代の文献にもみられるし、明治時代の裁判でも明らかにされており、歴史的な根の深さを感じざるを得ない。

このような極端な結末を迎える事件は稀であるにせよ、児童虐待が被虐待者に深刻な身体的、精神的影響を与えることは、後述するように各種研究調査でも明らかにされている。また、児童虐待は暴力のサイクルが世代間を超えて蔓延することも明らかにされており、虐待された者がのちに虐待する者に転じるとも言われる。したがって、児童虐待を社会から根絶することこそ、社会における暴力の思想を排除することにつながるのである。

## 1. 「虐待」の見方

### 1-1 「虐待」の発見

児童虐待が普遍的であるとはいえ、これに対して社会的に関心が寄せられるようになるのは、歴史的にみてそれほど古いことではない。むしろ、どの社会でも子どもに対する暴力を容認する慣習や文化がみられ、そのため児童虐待の発見はかなり遅れたのが実情であろう。

1962年アメリカの医師ヘンリー・ケンプ（Henry Kemp）の研究グループが児童虐待発生の確認と認識を確立し、被虐待児童症候群（the battered child syndrome）を見いだしたことにより、児童虐待は一気に社会問題と理解されるようになり、1970年代以降、大きな議論を巻き起こすようになった。この動きはその後、アメリカにおける被虐待児の発見、保護、対応に関して大きな影響を与えるようになった。ケンプ医師はライフワークとして積極的に児童虐待問題に取り組み、その専門機関としてケンプ・センターを創設するなどして、ケンプ博士の活動はこんにちでも依然、児童虐待防止に対して強い影響力を維持している。

これに対して、わが国で児童虐待に関心が社会的に生まれたのは、1989年「国連子どもの権利条約」の発効後と言われ、その時期に日本医師会が1990年に児童虐待問題を雑誌で取り上げたことで一気に関心が強まったのである。子どもの権利条約はよく知られるように、子どもを福祉の対象から権利主体とする大きな転換を示唆したことが注目される。わが国は1994年にこれを批准したが、それ以前からこの内容を実現するため、とりあえずは1989年に子ども家庭110番電話相談を開始し、1994年には児童問題の専門家である主任児童委員14000人を全国に配置するなどの動きがみられた。

もっとも、わが国には昭和初期に児童虐待防止法が成立した経緯があり、この問題に全く関心がなかったわけではない。また、第二次大戦後、つまり1974年に当時の厚生省児童家庭局が報告書「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査結果について」を出しており、それ以前にも一部に関心は持たれていたが、しかし、社会全体で議論が盛んになるのは1990年代以降というべきであろう。そして、後述のように、2000年ようやく児童虐待防止法が成立したのである。

歴史的にみると、前述したように、児童虐待はかつてのしつけや教育の一場面として社会的に許容されてきた経緯があり、親や教師が子どもにしつけと称して体罰を加えることは少なくなかった。まさしく「教鞭をとる」とは教師がムチをふるう姿を示したもので、西欧では、古くは子どもに対する暴力はおろか、夫の妻に対する暴力、つまりDVが法的にも許容された時代があった。ましてや、子どもに対する暴力は当然であるかのような社会的雰囲気もみられたのである。ドイツでも、子どものお尻は「教育の丘」などと呼ばれていた時代もあり、現に海外の映画ではいたずらをすると子どものお尻をぶつシーンがしばしばみられた。しかし、現代社会は、体罰自体を禁じており、たとえ親や教師といえども身体的な罰として子どもに有形無形の暴力を行使することが絶対的に許されない時代である。それは、子どもの権利保護という側面だけでなく、暴力の成長過程で生じる精神的な傷の深刻さが認識されるようになったからであろう。

### 1-2 児童と虐待に対する見方

もともと、西欧とくにキリスト教世界には、固有の児童観ともいべき考え方があるといわれる。「欧米では、子どもは公共物であって誰の所有物でもなく、いわば「神の子」である。」これによると、虐待を行う親はかりに生みの親であっても不適切であるから、親権を剥奪し、里子に出してより適切な養親に育てられるのがよいとする思想が強い。つまり、生みの親はたまたまわが子を神から預かって育てているに過ぎないというのである。他方、わが国ではどうかというと、かつてはムラ社会においては確かに子どもを地域で育てるという慣習はみられたものの、子どもは親の私物という見方は依然としてかなり強いように思われる。これはしばしば児童相談所の対応にもみられ、たとえば虐待をした親が強く抗議して子どもを返せと要求すると簡単に引き渡してしまうなどの対応をとってしまい、その後も虐待が継続して子どもが死亡に至る例があとをたたない。その背後には、「やはり子どもは実の親元で暮らすのが最大の幸せ」という発想が根付いているように思われる。

虐待に対する認識も欧米は異なる。それは、虐待への対応が遅れて死亡事件に至るのを未然に防ごうとする認識である。典型的な事例は、子どものいる女性が虐待歴のある男性と同居したり結婚したりする場合に現れる。要するに、その男性に虐待歴があり、かつ治療やカウンセリングを受けていない場合、同居や結婚によって男性がその女性の連れ子に虐待をすることは十分に考えられるので、その同居を認めないのである。端的にいえば、その男性は子どもにとって危険人物であり、同居自体が「虐待」と考えられるのである。

わが国では、そのような虐待に対する割り切りができず、どうしても虐待への対応が中途半端になりがちであり、最終的には悲惨な結果を招きやすい。

## 2. 児童虐待はどのような状況にあるか

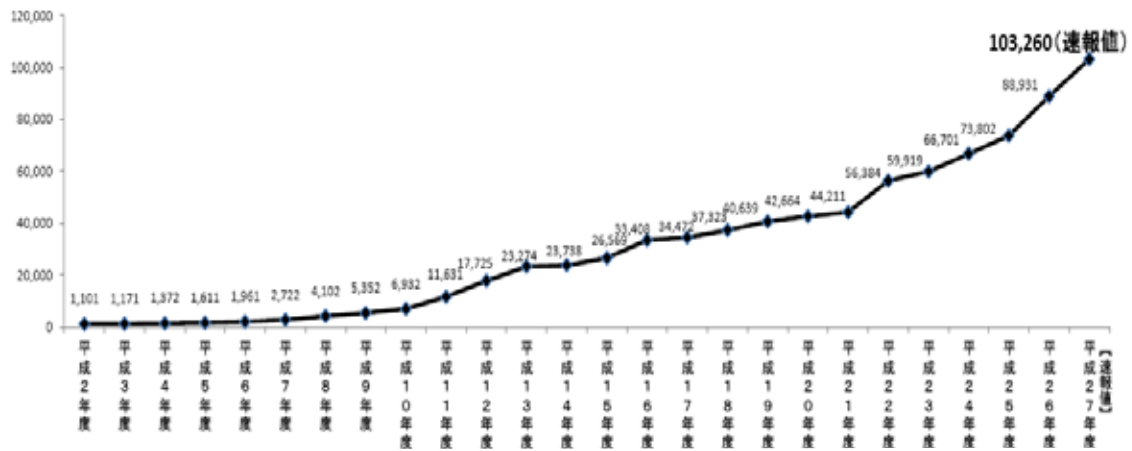
### 2-1 現状

次のような近年の死亡に至る痛ましい事件を挙げただけでも枚挙にいとまがないほど、虐待事件は頻発している。

- ・奈良県生駒市で父親が2歳男児をプラスチック容器に閉じ込めて死に至らしめた
- ・大阪府で父親から虐待を受け続け、一時は児童相談所に保護され、後に親元にもどされて死亡に至った行方不明の4歳の男児の遺体が山中で発見された
- ・埼玉県狭山市で3歳の女児に対する虐待が住民から通報されながら、家庭を訪れた警察官が虐待なしの判断をした後に、殺害された
- ・奈良県で5歳男児が栄養失調で死亡。男児をロフトに放置したり、トイレに閉じ込めたりしていた
- ・栃木県で生後4カ月の男児が7月に死亡。父親による「揺さぶられっ子症候群」の疑い。虐待通告がありながら、日曜日に事件が起きたため、児童相談所は対応しなかった
- ・静岡県において母親が自宅で出産したばかりの女児を遺棄し、海岸で燃やした。自治体はハイリスク家庭との認識はあったが、母親との関係性を考慮し、保健指導にとどまっていた
- ・都内で3歳男児がウサギ用のかごに入れられるなどして死亡。児童相談所職員の訪問時、遠くから寝ている姿を見たが、男児はすでに死亡し、偽装された人形だった
- ・愛知県の事例で、母親による無理心中で9～15歳のきょうだい4人が死亡。母親のネグレクトがあり児相が支援していたが、児童への個別面接をしなかった
- ・神奈川県男子中学2年生が親から虐待を受け児童相談所に通所し、親とも面談を繰り返すうち、男子の一時保護を提案したところ拒否され、その後男子は親族宅で自殺した

これらの例はごく一部ではあるが、児童相談所その他の機関がかかわりながら、児童の死を食い止めることができなかった実例である。全国的な統計によれば、図1をみて分かるように、児童虐待は急激に増加しており、児童相談所が受け付けた虐待相談対応件数は平成27年度では10万件を突破した(103,286件)。この数値はあくまでも一般人などの通報を含むものであり、また暗数も多いことを考えると必ずしも正確な実態とは言いがたいが、しかし、いずれにせよ、こんにち児童虐待がかなり深刻な社会問題であることには変わりはない。この状況からみると、一日当たり全国で300件程度が児童相談所などの関係機関に通報されていることになり、かなりの頻度で発生していることが分かる。地域別では大阪府が人口の多い東京都よりも発生件数が多いのが注目される。

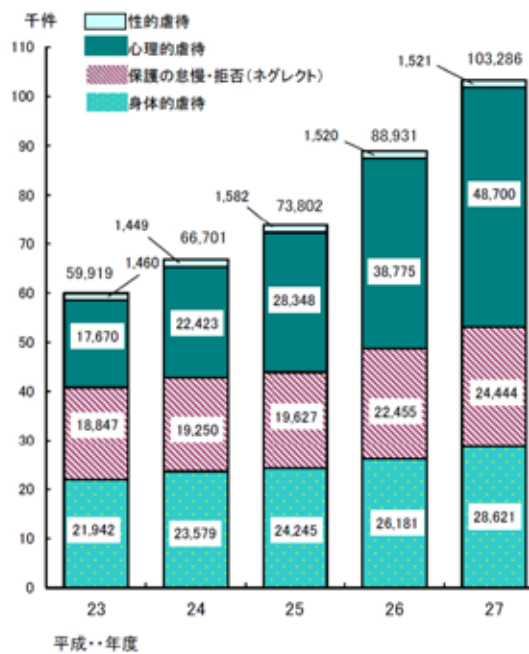
図1 児童虐待相談件数の推移



このように急激に児童虐待の相談件数が増えている背景として、厚生労働省は、①家庭・地域の養育力の低下、②児童虐待の認識の広まりを指摘し、前者では核家族化や地域のつながりが希薄になってきたことによって、子育てしにくい社会になってきたことであり、従来大家族の中で親戚や隣・近所に助けをもらいながら子育てしていたのが、現在は家庭での子育てが孤立しやすくなっている側面を指摘する。また、後者の側面では、悲惨な事件が報道されたり、制度改正や広報が強化されたりして、国民が児童虐待という社会問題に関心を持つことにより、これまで気づかれなかった児童虐待が児童相談所に通報される状況があると分析する。確かに社会的にも児童虐待の認識度が上がったことを指摘できよう。平成初期には1,000件程度で推移していた状況が20年足らずで10万件を超える状況に転じた背景には、児童虐待防止法の制定によりその認識度が高まり、またこれに伴ってマスコミの報道姿勢も影響したことは確かであろう。また具体的には、児童虐待防止法は当初、通報義務の規定で、「虐待を発見したとき」としていたが、その後の改正で「虐待があったと思われるとき」に変更し、実際に虐待場面を確認しなくても、その疑いがあれば通報するように義務づけた法の体制にも通報増加の要因があるかもしれない。

論文特集「現代社会と問題を抱える子どもたち」

グラフ 2

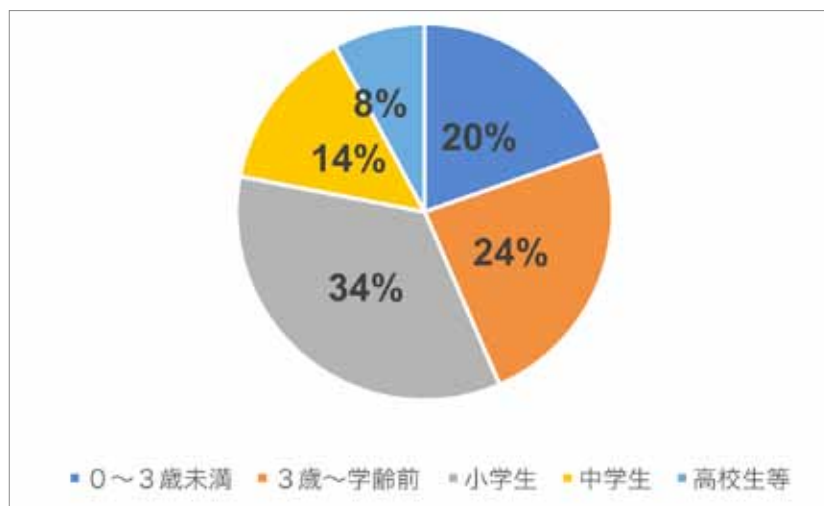


それでは通報された件数のうち、どのような事件が多いのか。児童虐待防止法は、虐待の態様を、①身体的虐待、②心理的虐待、③性的虐待、④ネグレクト（放置、保護懈怠）に分けているが、グラフ 2 が示す平成 27 年度統計によると、心理的虐待がほぼ半数を占め（47.2%）、次いで身体的虐待（27.7%）、ネグレクト（23.7%）が続く。欧米と異なり、わが国では性的虐待は少ないことが注目される（1.5%）。但し、性的虐待は性犯罪と同様に暗数が多いと考えられる。後述の少年院調査でも、性的虐待は報告するのが恥ずかしいと考える子どもも多く、また年齢によっては性的虐待の意味を十分理解していない児童もいるものと考えられる。いずれにせよ、これらの分類や判定は必ずしも正確ではなく、複数の態様が重複したり、あるいは程度もさまざま、虐待の社会的実態に迫るのは困難である。たと

えば、心理的虐待には親や保護者の無視や拒否が含まれ、また、法の改正によって、その後、DV などの夫婦間のもめごとを子どもの前でやれば虐待に扱われる場合もあり、その判定は難しい。

次に虐待対象の年齢でみると、グラフ 4 では、幼児を含む学齢前（6 歳以下）が 44% を占め、これは親や保護者が育児等で、また小学生が 34% に上るのは子どもの成績などで葛藤している様子が見ええる。さらに体力の増した中学生や高校生に対する虐待の比率も低くはなく、親に反抗できる年齢に対しても虐待が続いている状況が看取できる。これは、まさしく親や保護者がわが子に対してその行動を長期的に支配している状況ともいえよう。健全な身体形成にとって重要な幼児期から思春期にかけてこのような深刻な虐待が続けば、その児童に深い精神的身体的な傷や後遺症（トラウマ）を残し、さらには生命の危機にさらされることは想像に難くない。

グラフ 4 被虐待児年齢別



論文特集「現代社会と問題を抱える子どもたち」

次に、誰から虐待を受けたか。つまり、虐待の行為者であるが、グラフ5が示すとおり、実母の比率が半分を超えているが、年々、その比率が低下し、実父の割合が高まっているのが分かる。実母の比率が高いのは、もともと児童虐待がひとり親（あるいはシングル・マザー）家庭で発生しやすいことを反映したものだと思われる。すなわち、依然として育児の主体は母親であり、母親の方が子どもとの接触機会が多く、これが虐待の機会を導いていると考えられる。

さらに、虐待の児童相談所への通報は誰が行ったのかをみたのが図6である。これをみると圧倒的に警察が多く、約4割を占める。これはおそらく一般や本人からの通報先は警察が思いつきやすく、警察を経由して通報されているためであろう。警察が自ら児童虐待を発見することは考えにくいからである。警察の次に近隣知人となっている。近年、児童虐待の通報専用回線「189」が設置されたこともあり、虐待された児童の叫び声などがいたたまれず通報する隣人の様子うかがえる。これはある意味で健全な反応であり、従来、虐待を認知しているも関わるのを恐れる風潮があったようにも思われるが、近隣知人の通報が2割程度に達している状況も一般社会における虐待の社会的認知の広がりを示すものであろう。

グラフ5 虐待の行為者

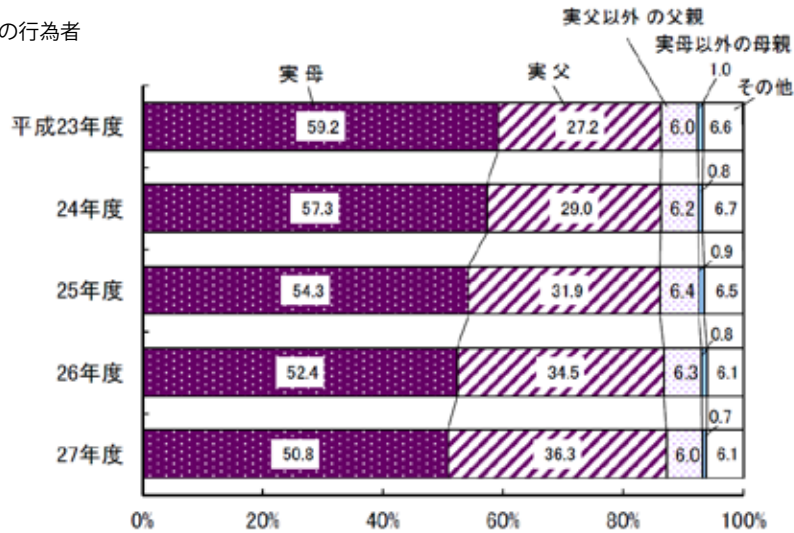
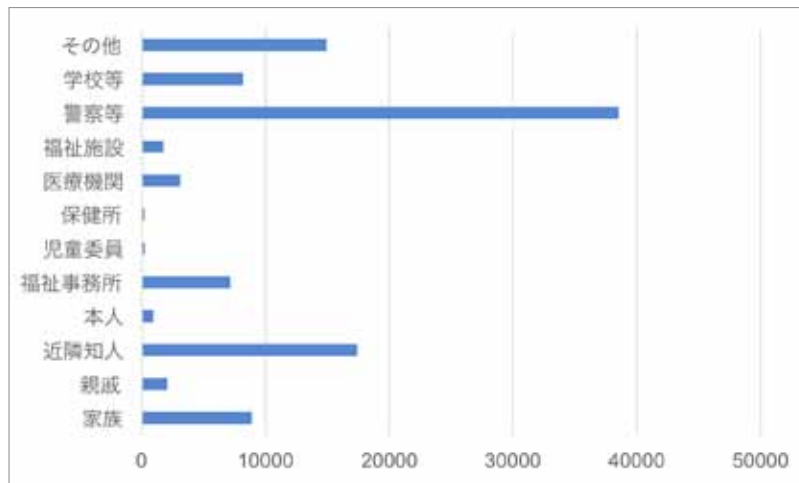


図6 通報者の内訳



### 3. 児童虐待の背景には何があるのか

#### 3-1 社会的不利条件

児童虐待と貧困の関係を指摘する資料やデータも少なくない。東京都福祉局が2003年に行った調査では(図7)、児童虐待を行ったとされる家庭において、「経済的困難」が30%を超え、また他の理由においても「経済的貧困」を伴っていることが理解される。また、栃木県で行われた調査によると、児童虐待事例658件のうち、家庭の経済状態が苦しいと答えた回答者が50.6%、生活保護受給率が14.4%であったという。児童相談所や保健所への相談事案は多く貧困家庭から寄せられており、それらの相談において、経済的に苦しい生活を送る親の育児負担感が不適切な養育態度に表れているという指摘がよくみられる。このような指摘は要するに、虐待が社会構造的であるということであろう。これは児童虐待が個人レベルの問題を超えて社会レベルで解決すべき問題であることを占めている。

図7 虐待と貧困

家庭状況	家庭状況		あわせて見られるほかの状況上位3つ		
	件数	割合 (%)	1位	2位	3位
一人親家庭	460	31.8	経済的困難	孤立	就労不安定
経済的困難	446	30.8	一人親家庭	孤立	就労不安定
孤立	341	23.6	経済的困難	一人親家庭	就労不安定
夫婦間不和	295	20.4	経済的困難	孤立	育児疲れ
育児疲れ	261	18.0	経済的困難	一人親家庭	孤立

出典) 東京と福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」2005より

#### 3-2 世代間連鎖

児童虐待の特性として、しばしば世代間連鎖 (intergeneration transmission) が指摘されている。要するに、幼児期に虐待を受けた者は、その後成長して今度は自分が他の者、たとえば我が子を虐待する側に回るといふ現象である。つまり、被虐待者は虐待者になり、それが世代を超えて連鎖するという。これを立証する研究は多くみられる。たとえばカナダの研究では、幼児期に父母から暴力を受けたことが後の行動にどう影響するかどうかを調べたものがある。その結果、父母からの身体的暴力は少年少女の将来の攻撃的行動に有意な因子であると結論づけている。また、アメリカの調査でも1歳児に対する不適切な養育態度がみられた母親(実験群)とそうではない母親(統制群)の比較研究が行われ、前者は後者に比べ有意に幼児期に虐待を受けて比率が高く、とくに我が子に対する共感の欠如が目立つという。

このような傾向はわが国でも確認されており、少年院に収容された暴力傾向に強い少年に高い割合で虐待を受けた者がいることが明らかになっている。この調査は2000年7月に在院していた少年2354名(男子2,125名、女子229名)を対象として、①父母・祖父母からの身体的性的暴力・不適切保護(ネグレクト)、②兄弟などからの暴力、③それ以外の者からの暴力につき、アンケートなどを使用して調べている。これによると、次のことが明らかになっている。



## 論文特集「現代社会と問題を抱える子どもたち」

- (a) 家族から被虐待体験 全体の約 70%である。女子に多い。
- (b) 家族からの身体的暴力
- ①家族から身体的暴力を受けた者で父母・祖父母、兄弟の暴力を経験した者は約 50%である。
  - ②深刻な暴力加害者は兄弟が 50%前後であるが、男子は実父、女子は実母。
- (c) 身体的暴力を受けた時の行動
- ①身体的暴力を受けた経験を総じて女子は男子より表出する者が多い。表出した相手は、男女とも友達・恋人・先輩が半数以上と最も多い。
  - ②身体的暴力の被害に対して加害者が家族以外の場合は、我慢した者や仕返しした者が多く、家族の場合は、我慢した者と家出した者が多い。
  - ③家族又は家族以外の者から身体的暴力を受けた経験のある者のうち、女子の被虐待群を除き、70%以上の者が加害行為は終了したとしている。
  - ④家族から性的暴力を受けた者は、家族被害群と被虐待群を合わせ、男子で約 1%、女子で約 15%である。性的暴力（接触）について、最もひどい加害者は、家族被害群では男女ともきょうだいであり、被虐待群では、男子が実父、女子が実父及び義父である。
  - ⑤性的暴力を受けた時の行動について、男子は「言ったことはない」が、女子は、「言ったことがある」が多い。また、「言ったことがある」とする者の比率を身体的暴力及びネグレクトの場合と比べると、性的暴力の場合は、一部を除き、かなり低い数値になっている。性的暴力を受けた経験を話さなかった理由では「言うのがはずかしかった」とする比率がかなり高い。
  - ⑥家族から不適切な保護態度を受けたことのある者は、男子で約 8%、女子で約 11%である。そのほとんどがネグレクトの経験者である。

この世代間連鎖が発生する理由や背景については明らかになっていないが、考えられることは、第 1には幼少期の虐待時に親との愛着経験が欠如し、自分が親になった際にもどのように子に接すればよいのかが分からず、自分の親と同じように扱ってしまうこと、第 2に、虐待家庭では暴力が日常的に繰り返され、それを体験することで暴力に対する抵抗感が育成されず、いわば暴力慣れが生じ、自分が築いた家庭でも暴力に抵抗なく虐待をしてしまうこと、などが考えられる。もちろん、これらの虐待は貧困家庭や不適切家庭だけに発生しているわけではなく、いわば社会的地位の高い親による虐待も発生していることを考えるべきであり、そのような家庭こそ事案が表にでてこない可能性もある。

### 3-3 身体的影響

近年イギリスやカナダなどの欧米諸国では、身体的児童虐待などによる脳損傷 (brain injury)、とくに後天的損傷が問題とされている。これは幼児期に受けた脳に対する物理的ダメージにより、のちに種々の問題行動が引き起こされると考えられているもので、非行少年施設や刑務所などに收容されている犯罪者者の間に脳損傷が多くみられるという調査報告書も出されている。つまり、殴打や転倒などの親から虐待を受けた際に生じた脳の損傷がその後、犯罪や非行などの反社会的行動に影響を与えており、いわば虐待が非行の原因ともいえる状況である。このように、虐待はかりに児童期に終息したとしても、その後の後遺症や外傷的 (traumatic) ダメージなどにより多くの社会問題を引き起こす可能性を考えると、児童虐待の防止がいかに重要であるかが理解される。

## 4. どのように対応すべきか

### 4-1 欧米の対応

もとより、欧米には「法は家庭に入らず」という法格言があり、私的空間における家庭内暴力は寛容に扱われてきた。実際、先述のDVを含め、これらは犯罪問題として扱われるのはまれであり、実際、研究の世界でも児童虐待へのアプローチは遅れ、特に被害者としての認識は欠如していたと言わざるをえなかった。そのような中で、アメリカ・ニューヨークには1871年に児童保護協会(the Society for Protection of Children)が設立されているが、この協会が虐待された児童を救済しようとした理由は、動物虐待防止法にある「動物(animal)」には児童も含まれるという解釈であったとされ、子どもの扱いは非常に低いレベルであった点が驚かされる。実際、古代よりイギリスでは「親指の法(rule of thumb)」なる慣習があり、夫は妻を教育する義務や権利があり、親指より細い棒で殴るのは社会的ばかりか、法的にも許容されており、まして子どもに対してはしつけの範囲として当然に受け止められていたのである。

しかし、先述のように、1960年代ケンプ博士の活動に影響を受けてアメリカや、デンマーク、スウェーデンなどの国々では虐待発見者に対する通告義務を課したのである。とくにアメリカ諸州では「児童虐待報告義務法」(たとえばカリフォルニア州'Child Abuse and Neglect Reporting Law 1963')が制定され、その職務上児童虐待を知り得る立場の公務員が児童虐待(身体的虐待)を知ったか、疑いをもったときには関係機関に電話で通告し、かつ知ってから36時間以内に報告書を提出しなければならないと規定した。その際、通告した場合は民事上・刑事上の責任が免責されるが、通告を怠った場合、6ヶ月以下の拘禁刑ないし1,000ドル以下の罰金が科される可能性があるとした。このような罰則の義務付けもあって、アメリカにおける通告件数は飛躍的に増え、1991年には約270万件に達した。さらに、2014年では360万件が通報され、これは10秒に1件の割合であり、不適切な扱いを受けた児童数も660万人に達するという。この巨大な数値の背景には、実態というよりも、責任を免れ刑罰を回避しようとする通告者の意識が窺われる。また、このような頻繁な通告によって、保護者の間には、自宅での子どもの事故による転倒などによる負傷が虐待を疑われる契機となることから、一部で過剰な反応が広がっている。

他方、イギリスでもケンプ博士の影響は見られたものの、むしろ激増する非行問題に関心は集中した。しかし、その間にも1973年のマリア・コーウェル事件、1984年ジャスミン・ベックワード事件、タイラー・ヘンリー事件などの痛ましい事件が相次ぎ、さらにはカソリック教会などの聖職者による児童虐待、とくに教会で活動する児童への性的虐待が明るみになる従い、その対応が検討されるようになった。1989年には児童保護を内容とする児童法(Children Act 1989)が制定された。そして、現在さらにこれを強化する2004年児童法があり、虐待からの児童保護のために、最高の責任者である「子どもコミッショナー」のポストを新設し、また地方当局のいわゆる多機関協働を義務づける規定を設けた。さらに同法では、子どもに対する躰、つまり合理的な体罰(reasonable punishment)を主張できない旨の規定が置かれ、体罰を容認しない姿勢を示した。また、虐待を回避するために養子を推進する趣旨から子ども・家庭法(Children and Families Act)が2014年に成立した。イギリスでは児童虐待の共通した定義がなく、正式な総合的な統計はないものの、2014年度に警察が処理した残虐(cruelty)及びネグレクト(neglect)行為は13,000件、性的虐待は31,000件とされるが、これらは氷山の一角であり、毎日5人に1人の子どもが身体的・性的虐待、ネグレクトの被害を受けているといわれている。しかし、イギリスでは虐待発見者の通告義務は法制化されていないため、逆に虐待の暗数を膨大である点が注目される。

#### 4-2 わが国の対応

このように大量に発生している虐待事案に対して、その対応に苦慮する関係機関でもさまざまな動きがみられる。たとえば、厚生労働省が現在の「雇用均等・児童家庭局」から独立した「子ども家庭局」を2017年度に新設予定であり、前述のように児童虐待相談件数が最も多い大阪府をかかえる大阪府警察本部には「児童虐待対策室」という専門部署を設けることを決め、以前に虐待問題があったものの転居などによって安否が不明な児童を積極的に調べて管轄外でも虐待を未然に防ぐ取り組みを行うという。また千葉県では、「子どもを虐待から守る条例」の制定を目指すとしている。

##### 4-2-1 法的対応

わが国では2000年に児童虐待防止法が制定された。その第1条には、「この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」と規定する。もともとこの法律は全く新しい内容を盛り込んだものではなく、従来の対応策を強化したものにすぎず、抜本的な改革ではないとされる。実際、この法律以前には、児童虐待の関連で児童福祉法（昭和22年）、社会福祉事業法（昭和26年）、さらには前述の国連子どもの権利条約などがあり、これらによって実務的な対応が図られてきた。しかし、児童虐待の問題が深刻化するなかで、議員立法によって児童虐待防止法が成した。抜本的な改革とはいえないまでも、虐待に対する社会的認識を高めるうえでは大きな役割を果たしたと思われる。

本法の特徴は、第1に、わが国では初めて虐待の定義が規定されたこと。従来、子どもに対する躰や体罰が横行するなかで、明瞭な定義を与えたのは意義が大きい。すなわち、民法では「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し」という規定がみられ（822条1項）、虐待と懲戒の境界が曖昧だったからである。実際、本法では児童の躰の行使には配慮しなければならないこと、児童虐待に関わる暴行罪、傷害罪その他の犯罪について責めを逃れないことなどが規定された（14条）。第2に、児童虐待の一般的な禁止を明記したこと。但し、罰則は設けられていない。第3に、虐待者は「保護者」に限定された。子どもは親の虐待による被害を外部に訴えにくく、そのため第三者である児童相談所の介入が必要と考えられたからである。第4に、発見努力、通告義務の規定。児童虐待を発見しやすい立場の者（教員、福祉職員、医師・保健婦、弁護士など）に発見努力義務が、児童虐待を発見した者には通告義務が課された。しかし、これに違反しても、欧米のような罰則の規定はない。第5に、児童相談所に対する調査・保護の権限付与。

児童虐待から児童を保護するには、まず被虐待児童を発見する必要がある。そこで児童相談所長には児童の安全確認を行う努力を求めるとともに、必要に応じて一時保護を行うこと、あるいは関係職員が居所に立ち入り、調査や安全確認などを行う権限が認められ、警察官の援助も求めることができると規定する（8条～10条）。

その後、児童虐待防止法や児童福祉法は虐待対応の運用上の問題や実効性の問題から、数度の改正を経ており、現在もまた改正の方向が示されている。すなわち、平成16年には両法とともに改正され、児童虐待の定義の拡大（同居人によるネグレクトを虐待の定義に、DVを子どもの面前で行う行為を心理的虐待に追加した）、通告義務の拡大（虐待を受けたと思われる事案を通告義務の対象とした）、市町村の虐待対応の役割の強化、保護者による面会・通信の制限を強化した。平成

## 論文特集「現代社会と問題を抱える子どもたち」

20 年にも同じく児童福祉法改正と同時に児童虐待防止法が改正された。児童の安全確認のための強制的な立入調査、保護者に対する児童の面会の制限など虐待を受けた子どもを救うために行政の役割を強化した。平成 21 年には児童福祉法の改正により、生後 4 か月までの乳児のいる家庭すべてを訪問する事業など市町村が行う子育て支援の強化や、虐待を受けた児童を保護するための里親制度の拡充など、虐待の予防を含む様々なサービスを追加している。さらに平成 23 年には民法の改正が行われ、父母による親権行使が困難ないし不適當な場合には、家庭裁判所が請求を受けて親権を停止することが可能となった。また最近では、平成 28 年に児童福祉法が改正され、急増する児童虐待への対応として、都道府県単位の設立であった児童相談所の設置を東京 23 区の特別区でも可能とする一方で、これと並行して市区町村の活動を充実させることが目的である。

### 4-2-2 警察の対応

児童虐待防止法そのものは虐待者の処罰をめざすものではないが、虐待は暴行、傷害場合によっては殺人などの行為を伴うものであり、その場合は当然ながら刑事事件として対応される。実際、平成 27 年において児童虐待に関わる事件で検挙された者は 811 人で増加傾向にある。そのうち最も多いのは傷害・傷害致死で 362 人、44.6%を占め、次いで暴行 239 人、29.5%。殺人は 42 人、5.2%であった。検挙者は実父 336 人、養父・継父 152 人、母親の内縁の夫 99 人、その他の男性 27 人、197 人の女性のうち実母 180 人であった。これらを見ると、虐待を受けた児童を迅速に救助・保護する必要が高い一方で、虐待者自身も複雑な家庭環境あるいは育児環境において葛藤を抱えている様子がうかがえる。

また警察官職務執行法第 3 条 1 項においては、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して次の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない」とし、その 2 号には「迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると認められる者」が挙げられている。近年、警察は児童福祉法上の一時保護ではなく、警察官職務執行法を適用する例が目立つ。これは一時保護が児童相談所の所長の権限であり、警察が虐待を確認しても児童相談所長の委託を受ける必要があり、夜間や休日などには緊急の事態に間に合わない恐れがあるからである。そこで児童虐待の緊急性、重大性に鑑み、警察官職務執行法を積極的に適用し、自主的な判断で子どもを保護したのち、24 時間以内に児童相談所に連絡するという実務を行っているという。

これによって、全国の警察が保護した子どもは虐待以外の事例も含め 2015 年には 2,624 人に上り、そのうち警察官職務執行法に基づく保護は現在約 70%に至っている。このような動きは後述する狭山の事件などの教訓が背景にあるものと思われる。

### 4-2-3 児童相談所や自治体の対応

児童虐待の状況に最も大きな影響を与える責任機関は、わが国では児童相談所である。児童相談所は、都道府県が設置しており、児童問題に対するケース・ワーク、一時保護、判定あるいは児童福祉法の行政権能が与えられた児童保護の中心機関であるとされる。平成 28 年 4 月 1 日現在、全国に 209 カ所設置され、そのうち収容を伴う一時保護施設が 136 ケ所併設されている。児童相談所で活動するケースワーカーとしての児童福祉司は平成 26 年現在で 2,829 名おり、子どもの福祉の相談、必要な調査や社会診断、子どもや保護者等への指導、さらにはこれらの者の関係調整など

## 論文特集「現代社会と問題を抱える子どもたち」

を行う。一般に、児童相談所の職員は自治体の事務業務を転任しており、必ずしも専門家ではないことから、専門家である児童福祉司の役割は大きい。このほか児童心理司（従来は心理判定員）、心理療法担当職員、医者、看護師、児童保護員、保育士など多様な人材が児童相談所で活動を行っている。さらに、市町村には民生委員を兼ねる児童委員約 20 万 8 千人、主任児童委員約 2 万人がおり、厚生労働大臣から委嘱を受けて、児童や妊産婦の福祉に関する相談活動を担当する。

しかしながら、児童相談所の人員と事案負担量からすると、明らかな人員不足は否めない。そこで、近年児童福祉法が改正され、急増する児童虐待への対応として、東京 23 区に児童相談所を設置するほか、市町村における体制強化も図られている。また現実には東京 23 区や市などが設置する子ども家庭支援センターでは、子育て支援だけでなく、虐待対応を行っている。さらには大半の市区町村には平成 16 年の児童福祉法改正で制定された要保護児童対策地域協議会が設置され、要保護児童の状況の把握や情報交換を行う連携の核となる機関が存在する。実際、児童虐待は子育て支援の過程で発覚したり、相談を受けたりするケースが多く、これらの相談の半分以上は虐待であるともいわれ、このように地域に密着したこれらの機関の果たす役割は大きい。

### 5. 児童虐待を減らすための課題

#### 5-1 多機関連携の必要性

先にみた大阪府堺市の事件では、関係機関の連携のまずさが象徴的にしめされた場面であった。児童虐待を扱う機関は多様であり、当然ながら、それぞれの機関が有する情報の共有が虐待の早期発見、早期対応につながり、少なくとも虐待死を防止する力になると思われる。ところが堺市の事件は逆に、連携ミスから死に至った事件である。

##### 5-1-1 大阪堺市の事案

これは堺市に住民票がある 4 歳の男児の遺体が大阪南部の山中で約 1 年後に発見された事例で、逮捕された父親も「男児が言うことを聞かないので頭を殴ったら死亡した」と虐待を認めている。男児は保育所にも幼稚園にも通っておらず 3 年前から所在不明であった。しかも、この男児は生存中、松原市が再三通知した 3 歳児健診を親の都合が悪いとの理由で受けておらず、これが、自治体が虐待を疑う契機となっていた。実はこの父親は別の詐欺容疑で逮捕された際、男児は児童相談所に保護されていたが、翌年児童相談所は保護を解除して父母のいる松原市の自宅に戻した。その際、児童相談所は松原市に保護の経緯を説明せず、また大阪府警も保護解除を把握していなかった。そして、その後男児の所在が不明なまま事件につながったのである。しかも、医者の通告で男児の妹がやけどを負ったことを知り松原市は育児放棄の疑いで家庭を数回訪問していたが、男児の状況を確認することはなかった。

つまり、このような虐待が疑われる事例につき、児童相談所は男児の保護を解除した情報を警察や転居先の堺市に伝えるべきであったのである。一般に、このように保護を解除して親元に戻した場合、半年ほどは児童が親になつきにくく親がいらだつ傾向があることが指摘されており、児童相談所、警察、自治体がこの男児に関する情報を共有していれば、あるいは事件を防止できた可能性は高いと思われる。

## 論文特集「現代社会と問題を抱える子どもたち」

### 5-1-2 埼玉県狭山市の事案

平成 28 年 1 月、実母からの 110 番通報があり、埼玉県警察が現場に急行したところ、女兒（3 歳）が顔面に火傷を負い、身体中に痣などが多数みられ心肺停止の状態にあったため、捜査した結果、実母と同居するその交際相手が病院に連れて行くなどの措置を放置していたことから傷害及び保護責任者遺棄罪で二人を逮捕した。児童はその後死亡した。その児童については以前から虐待が疑われると近隣住民による通報が 2 度みられ、警察が実母と同居人から事情を聴取し児童の身体を調べた結果、虐待のあとがないと判断して児童相談所への通告を行わなかったところ、その半年後には児童が虐待により死亡するという結果に至った。また、事件以前、自治体の保健福祉担当部門が乳幼児未健診を理由に数回にわたり家庭訪問をしていたが、虐待の判断をすることはなかったのである。

この事例においても、自治体、警察、児童相談所が詳細な情報の交換や共有を図り、かつ厳格な調査を行っておれば最悪の事態を防ぐことは可能であったかもしれない。とくに警察は児童通告を行う程度ではないとしても、児童相談所に情報の提供を行うべきであったと思われる。

近年、児童虐待問題に限らず、ストーカー、DV などの社会問題に対しては多機関で連携するのが常識とされている。その解決には多くの機関の協力がなければ果たし得ないからである。実際に、わが国でも犯罪問題を含め、国や自治体、あるいは NPO 組織などの多くの機関が関与し、事案に対処している。その際に大きな鍵を握るのは情報の共有である。

先に見た堺市の事件でも、この情報共有の欠如が命取りになっている。そこで、大阪府警はこのような事件の再発を防止するために、大阪府内の児童相談所 9 ヶ所を所管する大阪府、堺市と情報共有を図るために協定を申し入れている。警察が児童の所在や親の様子を確認を続け、それらの情報を児童相談所に提供して対応を協議する体制をとるといふ。

### 5-2 司法機関の役割や関与

#### 5-2-1 裁判所の関与

虐待による死亡や重体といった重大事案において、親子を切り離して児童を安全に確保する一時保護は有効な手段であり、児童相談所の所長が必要と判断すれば強制的な親子の引き離しは可能である。しかし、現実には児童相談所職員は親との関係悪化を懸念して一時保護をためらうケースが目立ち、虐待が深刻化して死亡事件に至った悲劇を生んできた。児童相談所は子育てを支援するという役割と虐待があれば親子を引き離すという相反する役割がある。これが一時保護を躊躇させる要因と思われる。

そこで、この一時保護を裁判所に判断させる構想がみられる。第三者である裁判所が一時保護の必要性を判断することで、児童相談所と親や保護者との間の無用な対立を避けることができるのであるかという狙いである。もっとも、裁判所の関与には大きな課題がある。司法判断の判断は客観的な証拠の収集にかかっているからである。もともと児童相談所自体に十分な調査権限がなく、発見者である病院や学校からの情報提供を精査する能力も問題である。そうすると、虐待が確認されない段階で裁判所が判断する証拠自体が不明瞭といわなければならない。

2016 年 7 月 25 日厚生労働大臣は裁判所の関与強化を求めたとされるが、今後はこのような証拠収集を児童相談所がどのように行うかなどが議論されることになろう。

### 5-2-2 検察の関与

最高検察庁は2016年6月に児童虐待に対応する専門部署「刑事政策推進室」を立ち上げた。近年、児童虐待の被疑者が10年前の3倍に上るなどの状況や刑を終えた後に虐待を繰り返す犯罪者が少ないことに鑑みた制度である。また、虐待事件では被害児童からの事情聴取が重要であるが、警察官や検察官、さらには児童相談所職員などが個別に事情聴取を行うと被害児童の心理的負担を強めることも懸念されている。そこで、最近、司法面接士という資格が設けられ、同資格を有する検察官の普及と被害児童の事情聴取を原則1回で終わることが課題となっている。

また、虐待加害者の中には自分自身に被虐体験があったり、軽度の知的障害があったりするなどの状況もみられ、今後は検察庁が再犯防止をめざした児童虐待防止策を検討する役割が求められている。

## 6. 結びにかえて

朝日新聞社は全国の自治体が2009年4月から2016年9月までに作成した検証報告書を分析している。分析の対象は児童の死亡や重体に至った187件の虐待事例である。これによると、自治体や児童相談所が虐待の兆候をつかんでいなかった事例は144件であり、そのうち4割では、児童相談所が家庭訪問をしたのに当該児童に会っていないこと、電話だけで済ませ実際には家庭訪問していないことなどの点がみられた。また114件は連携不足が指摘されている。自治体内部で多くの部局担当者が虐待当事者に会っていたにもかかわらず、虐待担当者には連絡されておらず、また虐待のリスクが転居先に自治体に伝えられていなかったケースが目立つ。さらに病院、学校、幼稚園などで虐待の兆候を掴みながら児童相談所に連絡されないなど通報義務が生かされていない場合もみられた。

児童虐待は家庭内という密室で行われるために、多くに機関が集めた情報をこまめに分析してたえず注意をしなければ幼い命を失う結果となる。現に、上記187例において死亡した被虐児童は172人と報告されている。児童虐待防止法第4条5項には国または自治体に「心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を義務づけている。しかしながら、この調査をみるかぎり、検証は進んでおらず、同じ過ちが繰り返されているように見える。イギリスなどでは児童虐待防止協会のような民間機関が定期的に虐待による死亡・重傷事件の検証（review）を行っており、その情報を政府に提供して他の類似事件の対応に応用する体制がみられる。

わが国で十分な評価や検証が行われない要因は、関係機関の過重な負担であろう。毎日300件近い児童虐待の相談が寄せられ、継続した事件も含めれば多くの事件を抱えながら、児童の安全を確認する作業を強いられている。しかも、児童虐待の事案は時々刻々変化し、その変化も注視する必要がある。しかも、児童相談所の職員は心理学などの必ずしも専門家ばかりではなく、その任務に慣れない者も少なくない。児童虐待に対する認識も自治体ごとに格差がある一方、事件数の増加にスタッフ数が追いつかない現状もある。

このような状況に対して、政府は、2016年4月児童相談所において児童福祉司らの増員や弁護士の配置などの対策を示した。現場が強く求める声は、市区町村による最前線の虐待対応である。それも保健、医療、教育・保育、住宅などの多機関が一丸となった対応である。児童虐待がすでに個人レベルの問題を超えて社会レベルに達しているかぎり、住民の問題に最も近い地域が問題解決型の対応をとらざるを得ないと思われる。そうでない限り、また児童の痛ましい事件を目にしなければならぬことになるだろう。

## 論文特集「現代社会と問題を抱える子どもたち」

## 注釈

この児童虐待防止法（昭和8年）では、児童とは14歳未満の者とされ、さらに内容としては、その児童を保護すべき責任のある者が虐待したり保護を怠ったことによって、その結果児童が刑罰法令に触れる行為を行ったり、触れる虞れがある場合に、自治体の長（地方長官）がその親に処分や命令を言い渡したり、児童を収容処分にするものであり、非行防止の側面が強い内容であった。

守山 正「子どもの安全」守山・小林編『ビギナーズ犯罪学』（成文堂、2016年）411頁。

中嶋裕子「子どもをめぐる虐待と貧困～イギリスの施策から学ぶ」（日本社会事業大学学内報告）や松本伊知朗編著『子ども虐待と貧困～「忘れられた子ども」のいない社会をめめざして』（明石書店、2010年）、山野良「貧困と子どもの虐待～「救済対応」から家族の「生活支援へ」』『世界』813号（2011年）、183～190頁。

下泉秀夫「平成11年栃木県児童虐待実態調査」研究報告（1999年）。

Robert T. Muller and Terry Diamond, Father and Mother Physical Abuse and Child Aggressive Behaviour in Two Generations, *Canadian Journal of Behavioural Science*, vol.31(4), 1999, pp.221-228.

Dante Cicchetti et al, Fostering Secure Attachment in Infants in Maltreating Families through Preventive Interventions, *Development and Psychopathology*, vol.18, 2006, pp.623-649.

法務省法務総合研究所「法務総合研究所研究部報告11～児童虐待に関する研究（第1報告）」、2001年。

海外の脳損傷問題につき、渡邊泰洋「脳損傷と刑事政策」犯罪と非行176号（2013年）177～198頁参照。

イギリスのリーズ刑務所における調査によると、成人男子受刑者613名のうち、脳損傷（Traumatic Brain Injury）の症状があると答えた者が47%おり、そのうち初回非行以前に症状がみられたと答えた者が70%に上ったという。このように、非行少年や犯罪者の中に多くの脳損傷罹患者がいるとの指摘が少なくない（H. Williams, *Repairing Shattered Lives: Brain Injury and its Implications for Criminal Justice*, Barrow Cadbury Trust.2012）。

Eugene McLaughlin and John Muncie, *The Sage Dictionary of Criminology* 3rd ed., 2013, p.175.

<https://www.childhelp.org/child-abuse-statistics/>

<https://www.statista.com/statistics/303514/child-cruelty-abuse-in-england-and-wales-uk-y-on-y/>

<https://www.nspcc.org.uk/services-and-resources/research-and-resources/statistics/>

岩井宣子編著『児童虐待防止法～わが国の法的課題と各国の対応策』（尚学社、2002年）144頁以下。

朝日新聞 2016年12月16日朝刊・東京本社版

朝日新聞 2016年1月21日朝刊・東京本社版

狭山市要保護児童対策地域協議会「児童虐待死亡事例検証報告書」平成28年7月。

朝日新聞 2016年6月29日朝刊・東京本社版

朝日新聞 2016年10月16日朝刊

医療機関が2010～2014年に虐待死の疑いがあると判断した子どものうち、児童虐待防止法の検証を行ったのはわずか4.5%であったという（朝日新聞 2016年6月5日朝刊・東京本社版）。